

成田都市計画富里第二工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成9年3月28日規則第4号
改正 平成18年11月15日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田都市計画富里第二工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物の敷地面積の制限に関する適用除外認定申請)

第2条 条例第5条第2項の規定の適用を受けようとする建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条に規定する申請書を提出する前に、富里第二工業団地地区地区計画区域内敷地面積制限適用除外認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、条例第5条第2項の規定の適用を受けるものと認めたときは、富里第二工業団地地区地区計画区域内敷地面積制限適用除外認定通知書(別記第2号様式)を建築主に交付するものとする。

(公益上必要な建築物等の建築許可申請)

第3条 条例第9条の規定による許可を受けようとする建築主は、法第6条に規定する申請書を提出する前に、富里第二工業団地地区地区計画区域内建築許可申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、富里第二工業団地地区地区計画区域内建築許可通知書(別記第4号様式)を建築主に交付するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月15日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(省略)